

希少80 ちょうくろう  
長九郎シャクナゲ



1. 森林管理署：伊豆森林管理署
2. 森林計画区：伊豆森林計画区
3. 所在地：静岡県賀茂郡松崎町
4. 林小班：静岡県 賀茂郡松崎町天城山池代入 1420 の1 国有林、西伊豆町大澤里 771 の1 国有林 511  
は外
5. 面積：7.38 ha
6. 設定年月日：平成3年4月1日（1991年4月1日）長九郎シャクナゲ植物群落保護林に設定  
平成30年4月1日 保護林範囲を拡充 旧長九郎シャクナゲ植物群落保護林から  
名称変更
7. 法的規制：水源かん養保安林、保健保安林
8. 設定目的：長九郎山頂部にある、ホンシャクナゲの亜種にあたるキョウマルシャクナゲ（アマギシャクナゲを含む）の群落で、学術上貴重である。また、保護林の一部には、キョウマルシャクナゲ（アマギシャクナゲを含む）の本来の生育立地であるブナ群落も分布している。このため、キョウマルシャクナゲ（同）が生育する群落、及び、ブナ群落の希少な個体群を保護するため設定する。

※キョウマルシャクナゲは、花はアズマシャクナゲと同じ5数性だが、枝振りにしまりがなく、葉が大きく裏に毛がほとんどないことなど、ホンシャクナゲの特徴を持つとして、ホンシャクナゲの変種とされている。また、アマギシャクナゲは、キョウマルシ

ヤクナゲの品種であり、キョウマルシャクナゲに比べ、葉はやや厚く若葉の表面に白色の綿毛がある点で区別される。当該地域のシャクナゲは、両者が混在しているようであるため、変種名、品種名を確定させず、保護林名称は従来から用いられてきた『長九郎シャクナゲ』としている。

9. 特 徴：標高920～990m。

キョウマルシャクナゲ（アマギシャクナゲを含む）は保護林内の尾根部を中心に分布している。キョウマルシャクナゲ（同）が多く生育している場所も上層はアカガシを主とする常緑広葉樹に覆われている。

キョウマルシャクナゲ（同）の本来の生育地であるブナが生育している区域は、保護林上部の一部である。

10. 保護・管理及び利用に関する事項：原則禁伐、更新は原則として天然下種更新によることとするが、保護対象種の特性を勘案して、必要に応じて保護管理に必要な最小限の伐採を行う。キョウマルシャクナゲの生育を脅かす上層のアカガシ等の常緑広葉樹、林内のアセビ等の間伐など。



